

## 令和7年度社会福祉施設指導監査の結果（概要）

### （1）健康福祉局所管施設

| 施設種別   | 対象施設数 | 実施施設数 | 文書指摘 | 文書指摘 |
|--|-------|-------|------|------|
|  |       |       | あり   | なし   |
|  | 件     | 件     | 件    | 件    |
| 高齢者福祉施設  | 146   | 50    | 45   | 5    |
| 障害者福祉施設  | 136   | 48    | 39   | 9    |
| 保護施設   | 2     | 0     | 0    | 0    |
| <p>（主な指摘事項）</p> <p>○施設運営の適正実施の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程・重要事項説明書に記載すべき内容に不足があったため改めること。</li> <li>・時間外勤務によることなく、日常の介護業務に必要な勤務体制を確保できるよう、人材の確保・育成・定着に努めること。</li> <li>・職員の雇入れ時及び更新時に、必要事項な労働条件を明示した書面を交付すること。</li> <li>・給与規程／育児・介護休業規程について必要な見直しを行うこと。</li> <li>・労働基準法第36条の協定で定めた労働時間を超えている職員がいるため改めること。</li> </ul> <p>○防災対策の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火避難等に協力してもらえるような体制作りに努めること。</li> <li>・浸水災害時の避難確保計画を作成し、名古屋市へ届け出ること。</li> </ul> <p>○適切な入所者支援の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービス計画に基づいて、サービスの記録の充実を図ること。</li> <li>・栄養ケア・マネジメントについて、手順に従い適切に実施すること。</li> <li>・利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに施設所管課に報告すること。</li> <li>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため必要な措置を講じること。</li> </ul> |       |       |      |      |

(2) 子ども青少年局所管施設

| 施設種別   | 対象施設数 | 実施施設数 | 文書指摘 | 文書指摘 |
|--------|-------|-------|------|------|
|        |       |       | あり   | なし   |
|        | 件     | 件     | 件    | 件    |
| 児童福祉施設 | 40    | 36    | 19   | 17   |
| 保育施設   | 473   | 473※  | 301  | 172  |

(主な指摘事項)

○施設運営の適正実施の確保

- ・各種手当について給与規程と支給実態が異なっているので整理すること。
- ・職員の雇入れ時健康診断を実施すること。
- ・法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者に対し、基準日から1年以内に5日以上取得させること。
- ・職員の雇入れ時及び更新時に、労働条件が明示された書面を交付すること。

○経理事務の適正化

- ・拠点区分間貸付金について、年度内に清算すること。
- ・前期末支払資金残高について法人本部や他の施設の運営に要する経費等に充当する場合は、市へ事前協議をすること。

○適切な入所者支援の確保

- ・安全計画を策定すること。
- ・不審者に対処する訓練を実施すること。
- ・食品衛生責任者を変更すること。
- ・衛生管理計画に定めた内容に基づく帳票により、衛生管理を実施すること。
- ・保育中の事故に備えたマニュアルを整備し、実践的な訓練を実施すること。
- ・食品衛生法に基づき、食品衛生責任者の選任、営業の届出を行うこと。

○防災対策の充実強化

- ・保育室の安全面について対応策を講じること。
- ・津波、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害想定 of 避難訓練結果について、名古屋市避難確保計画作成支援システムへ報告すること。

※ 書面監査含む